

第三十四回国会 地方行政委員会議録 第二号

(三三六)

昭和三十五年四月五日(火曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

委員長代理 理事飯塚 鶴三君

理事飯塚 定輔君 理事渡海元三郎君
理事阪上安太郎君 理事門司 亮君

相川 勝六君

金子 岩三君

川崎末五郎君

太田 一夫君

佐野 憲治君

大矢 省三君

三田村武夫君

山崎 嶽君

鷹島 文治君

富田 健治君

高田 富興君

川村 繼義君

太田 忠夫君

山崎 嶽君

佐野 憲治君

大矢 省三君

丹羽喬四郎君

奥野 誠亮君

大藏事務官

石原 周夫君

大蔵事務官

後藤田正晴君

大蔵事務官

原 純夫君

委員外の出席者

大蔵事務官

(主計官)

大村 筆雄君

本日の会議に付した案件

臨時地方特別交付金に関する法律案

(内閣提出第三八号)

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案
(内閣提出第七四号)地方交付税法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一〇三号)

地方財政に関する件

○総理委員長代理

これより会議を開きます。

○総理委員長代理 これまで私は委員長の職務を行なうことにいたします。

は、政府がたとい〇・三でも出された以上は、同時にまた昨年の七百億の減税に伴う財政措置として出されたものであるとするならば、当然これは現行の二八・五を二八・八にするという方が筋が通るし、またそうでなければならぬと考える。ところが、これには大蔵省がえらく反対されたと仄聞をしているのですが、その反対をされた理由をこの際はつきりしておいていただきたく思います。

○佐藤國務大臣 折衝の過程のいろいろな問題は省略させていただきますが、お話しのように、減税をいたしました場合に、中央でしたとか地方でしたとかいう場合があると思いますが、実際は中央の減税の場合は多く自然増収をとおりに思っています。地方においても、そういう点は同様に考えていただけないか。御承知のように、地方だけで単独に減税を計画される場合も今後は出て参るだろうと思いますが、今までの経過から見ますと、多くは中央の減税が地方の減税をしことねているといいます。政府といふと、御体それに対しても、追隨してなされると、林道といふけれどもほとんど県道はあるいは市町村道なんですね。それを政府の方針で永久橋にかけかかるといふこと、かけ声だけはいいけれども、一体財源はどこから出すかということになると、なかなか大蔵省は出さぬことになります。林道は県道であり市町村道だからこそ、かけ声だけはいいけれども、そうではなくらなければならないと思われます。そこそこでいろいろのお話が出ております。そこでいろいろのお話を聞いてお話をできるようなら聞かしていただきたい。

○佐藤國務大臣 今の交付税率一八・五%は、私どもは大体マキシマムじやないかといふ感じを実は持っております。そこでいろいろのお話が出てお話しします。門司さんはだいぶ遠慮して御意見を述べられたと思うのですが、とにかく自治体であろうが、また中央政府であります。しかし、行政水準を高めること、これが一つの目標であるということ、これが一つの目標であることは私どもも認めております。そうではなくればならないと思います。門司さんはだいぶ遠慮して御意見を述べられたと思うのですが、とにかく自治体であろうが、また中央政府であります。しかし、行政水準を高めること、これが一つの目標であることは私どもも認めております。そうではなくればならないと思います。しかし、行政水準を高めるにいただかないと、弱い者に、ただ理屈の上だけから非常に望ましい形だけをしるということはできないことじやないかと思います。ただいま、地方の自治体は起債その他で借金がよほれ承服するわけには参りません。

それならばついでに聞いておきたいと思うことは、これは政策的なことでけつこうだと思いますが、一体政府はどの辺までが交付税で支給すべき額であるとお考へになつておるかということ。これは自主財源と調整財源との関係であります。御承知のように地方財政というの、調整財源が一つと、いう影響が地方の自治体にあって、それを強く申し上げた次第でござります。

○門司委員 どうも今の答弁では私は納得をしないのです。国税の減税に伴う当然の減税というけれども、実は減税じゃない。実際は事務処理なんだ。

○佐藤國務大臣 折衝の過程のいろいろな問題は省略させていただきますが、お話しのように、減税をいたしました場合に、中央でしたとか地方でしたとかいう場合があると思いますが、実際は中央の減税の場合は多く自然増収をとおりに思っています。地方においても、そういう点は同様に考えていただけないか。御承知のように、地方だけで単独に減税を計画される場合も今後は出て参るだろうと思いますが、今までの経過から見ますと、多くは中央の減税が地方の減税をしことねているといいます。政府といふと、御体それに対しても、追隨してなされると、林道といふけれどもほとんど県道はあるいは市町村道なんですね。それを政府の方針で永久橋にかけかかるといふこと、かけ声だけはいいけれども、一体財源はどこから出すかということになると、なかなか大蔵省は出さぬことになります。林道は県道であり市町村道だからこそ、かけ声だけはいいけれども、そうではなくらなければならないと思われます。しかし、行政水準を高めるにいただかないと、弱い者に、ただ理屈の上だけから非常に望ましい形だけをしるということはできないことじやないかと思います。ただいま、地方の自治体は起債その他で借金がよほ

どふえておるということを申されまして、中央はあまり借金がないかのようにお考えになつておるかもわかりませんが、私どもも、戦争に負けた結果多額の賠償を負担いたしておりますし、あるいはまた戦時、戦後の処理について相当多額の国債を発行しております。それで、これらの負債もござります。そういう意味で、行政水準を高める努力はいたしますが、この際健全財政を貫きたいということで、したい仕事も実は遠慮しておるような次第であります。この点、自治体においても同様なことがいえるのじやないか。自治体の財源は、ただいま御指摘になりますように、自己の本来の財源よりも、いろいろな形で中央から回つてくる財源が非常に多額を占めておる、そういう割合の状況でござります。そういうことを考えてみますと、自主的に行政水準を高めるということは事実は非常に困難な状況じやないか、かようには考えるのでござります。そういう意味では、別にきついことを申し上げるわけではございませんが、地方も困つておる、國も困つておる、こういう実情を十分御勘案願いたいと思います。

○門司委員 どうもそういう抽象的な御答弁ではあまり承服ができません。國も困つておるというけれども、實際に國が困つておるなら、われわれもそうめくらではないはずですから、國が困つておるかおらぬかぐらいはわかる。地方の大部分は、財源の割合からいえば三分の一以上は事実上國の仕事をやつておる。國の仕事をやつて、

國の企画をいかに全うするかということでお上で地方は苦労しておるわけです。その上に地方独自の与えられた仕事もあって、これの負担もござります。そこで問題になるのは、國の方からくる仕事だけは、やや補助金や何かの関係でやりやすいということもありますから、これもやらなければなりません。そこで問題となるのは、國の方からやりますが、地方の国有の仕事はほとんどできないということなんですね、実際問題として。もし大臣がそういうお考えなら、この間から私は大蔵省に要求しておるのでですが、大蔵省は一向出してくれないから、大臣に要求しておいた方がいいと思いますが、大蔵省の考える行政水準とは一体どうもののか、地方自治体のあり方は一体どういうものか。たとえば学校としても、今日の産業経済に十分に役立つような道路が必要じやないか、それには県道の拡幅も考えなければならぬのでしょうか。それでも、私は不正常教育をなくすとどうしても、私は不正常教育をなくすとするのでござります。そういうのが教育のあり方だと思うが、それはどのくらい財源が要るか。道路に

しても、今日の産業経済に十分に役立つような道路が必要じやないか、それにはどのくらい財源が要るか。道路にそれでも、私は不正常教育をなくすとするのでござります。そういうのが教育のあり方だと思うが、それはどのくらい財源が要るか。道路にそれでも、私は不正常教育をなくすとするのでござります。そういうのが教育のあり方だと思うが、それはどのくらい財源が要るか。道路にそれでも、私は不正常教育をなくすとするのでござります。そういうのが教育のあり方だと思うが、それはどのくらい財源が要るか。道路に

○佐藤國務大臣 なかなかむずかしい御注文のようです。この専門の委員会でいらっしゃいますから、全国の地方政府の数を私が披露するまでもなく御承知の通りだと思います。その多数の団体の実情は、非常にいいところもあるのを一つ大蔵省で出してもらいたい。自治府は自治府で出すことがいいですよ。真剣にそれをしてもらいませんと、実際地方の自治体の行政水準といふものは非常に低いんです。これがどれだけわが國の産業経済を阻害しているか。ことに農村に行つてごらんなさい。最近は、昔のように肥たごをかけは考えられるが、それに接続する地方の道路が満足でなければ、これは道路行政としても一貫性を欠いておるの生命線に考えられて、國の仕事の骨だ

いなかの出であります。この委員会ではこれは始終議論になつていてある年百年じゅう議論しても、大蔵省は要求しておきますが、この資料が出ておるのか。その資料を私は大臣に提出してもらいたい。それに到達するには五年計画でどのくらい金が必要ですか。

水道にしても、あるいは工業用水にし少しものの考え方もあります。この委員会ではこれは始終議論になつていてある年百年じゅう議論しても、大蔵省は要求しておきますが、この資料が出ておるのか。その資料を私は大臣に提出してもらいたい。それに到達するには五年計画でどのくらい金が必要ですか。

○佐藤國務大臣 なかなかむずかしい御注文のようです。この専門の委員会でいらっしゃいますから、全国の地方政府の数を私が披露するまでもなく御承知の通りだと思います。その多数の団体の実情は、非常にいいところもあるのを一つ大蔵省で出してもらいたい。自治府は自治府で出すことがいいですよ。真剣にそれをしてもらいませんと、実際地方の自治体の行政水準といふものは非常に低いんです。これがどれだけわが國の産業経済を阻害しているか。ことに農村に行つてごらんなさい。最近は、昔のように肥たごをかけは考えられるが、それに接続する地方の道路が満足でなければ、これは道路行政としても一貫性を欠いておるの生命線に考えられて、國の仕事の骨だ

いなかの出であります。この委員会ではこれは始終議論になつていてある年百年じゅう議論しても、大蔵省は要求しておきますが、この資料を私は大臣に提出してもらいたい。それに到達するには五年計画でどのくらい金が必要ですか。

で、公共優先的な収用方法は考えられないか、そういうような事柄がやはり土地の値段を適正にするゆえんじやないか、かように実は考えております。しかし、もちろんまだ結論を出しておるものじやございません。

○門司委員 私のところに、最近発表した例の財団法人の日本不動産研究所の資料がありますが、これもって見てみますと、土地というものは、ばかりかしく値上がりをしているんですね。たとえば六大城市などを見てみると、ずつと古い統計ではあります

が、十一年を一〇〇とすると、住宅で三十四年などは四六・一五というような数字が出ておるのです。そしてこれは半年の間に大体一三%から一四%、はなはだしいところは半年の間に一五%ぐらい上がっている、こういうの

です。こういうことが放置されても、自分自身、土地が高くなつてみんなも困るでしょ、住宅を求められる者も困るでしょ。地方自治体としても、低賃貸住宅を建てようつて土地がないのです。だから実際問題として困つておる。東京都の例も、これは大臣御承知だと思いますが、ちょうどきのうの新聞がここにあるのです。が、東京都でも、土地収用法にかけてやるとしてもなかなかうまくいかないので、結局、この新聞によると、大蔵省と話し合いを文部省が始めておる、こう書いてあります。どういうことが文部省と大蔵省の間でお話し合いになつておるか知りませんが、とにかく学校の敷地が手に入らない。東京都でも去年当然やらなければならなかつたもの、小中学校で七九%しか土地が買えない、高等学校は七〇%ぐらいしか

土地が買えない、あとはどうしても土地が買えないから、来年度に回るのではないか、かように思つておるのも、ばかく値上がりをしておるものが、これもって見ておると、土地といふものは、ばかりかしく値上がりをしておる。この原因は、一つはさつき申し上げましたように、譲渡所得に対する税金というようなことで困つておる

ものであります。この点は、國税庁の資産税課の資料によると、譲渡価格が七百万円をこな場合、改正後の税額は次のように高くなる。譲渡価格七百万円の場合には、改正前は四十万円であったものが、改正後は四十三万円、これが五千万円までいくと、改正前は二百九十七万円であつたものが改正後は五百三十万円といふ非常に高くなる。

こういうものがやはり非常に災いをしておるのじやないか。同時に、これに

までは非課税になるよう法律はでき

るということになつておる。学校敷地その他のについては譲渡価格の四分の三五万円といふ非常に高くなる。その他の手続も、しかしこれの手続に半年ぐらいかかるようです。この新聞によりますと、東京都では税金を負けてもら

う手続をするのに百六十九日かかるといふことです。こうしたことではやはり工合が悪いのじやないかといつておるのです。だからこの辺でいわれておるので、だからこの辺で何とかもう少し土地が楽に地方の自治体に入るような手を考えられておりま

すが、これは大臣御承知だと思いますが、東京都でも、土地収用法にかけてやるとしてもなかなかうまくいかないので、結局、この新聞によると、大蔵省と話し合いを文部省が始めておる、こう書いてあります。どういうことが文部省と大蔵省の間でお話し合いになつておるか知りませんが、とにかく学校の敷地が手に入らない。東京都でも去年当然やらなければならなかつたもの、小中学校で七九%しか土地が買えない、高等学校は七〇%ぐらいしか

税は所得に対しても公平な負担をさす、地主は土地の値上がりで非常に利益を得ておるというよ

ういうところで考へべきじやないか。従いまして、非常に値上がりをしておる、かように思つておる。この点は、國税の課税をされた場合に、高率の課税をされる、これが公平の原則に合うものであります。かように思つておる、かように思つておる。ただ、土地の値上がりの問題は、これまで申しましても、やはり需給の関係だと、かように私は考えます

が、その需給の関係から見まして、都内の状況等を見ても、例の耕地を宅地に変えるということがなかなか困難だという点で、私は、都内にいまだずいぶん麦畑がござりますが、こういうものもなかなか宅地に変わらないの

に見えるということがなかなか困難だといふこと、私は、都内にいまだずいぶん麦畑がござりますが、こういうものもなかなか宅地に変わらないの

に見えるといふことがなかなか困難だといふこと、私は、都内にいまだずいぶん麦畑がござりますが、こういうものもなかなか宅地に変わらないの

に見えるといふことがなかなか困難だといふこと、私は、都内にいまだずいぶん麦畑がござりますが、こういうものもなかなか宅地に変わらないの

に見えるといふことがなかなか困難だといふこと、私は、都内にいまだずいぶん麦畑がござりますが、こういうものもなかなか宅地に変わらないの

に見えるといふことがなかなか困難だといふこと、私は、都内にいまだずいぶん麦畑がござりますが、こういうものもなかなか宅地に変わらないの

に見えるといふことがなかなか困難だといふこと、私は、都内にいまだずいぶん麦畑がござりますが、こういうものもなかなか宅地に変わらないの

あるいは登録税というようなものにおける同じ財産の評価がどうもレベルが違うということから、それをやはり統一した方がいいのではないか。もちろんそこには税の違いによって若干の差別をつけるという議論もあり得ますが、やはり何としても、同じ財産についてあまり大きな違いがあるのはおかしいということでスタートしたわけであります。さらにその中で突っ込んだいきますれば、お話しの通り土地なら土地で全体に、ただいま申しました各税の間に差があるほか、同じ土地でも今お話しのような都心部の土地の時価がどんどん上がり、固定資産税その他の評価がおくれがちだとうよう申し上げました調査会で、調査会の審議を中心にして関係の向きの検討が進んでおりますので、これはなお本末くらいためかかることと思ひます。これらを含めまして、ただいま申し上げました調査会で、調査会の審議を中心にして関係の向きの検討が進んでおりますので、これはなお本末くらいためかかることと思ひます。政府といたしましても、問題があり、かつ重要であると思って、真正面に組んでやっておりますので、検討をお待ちいただきたいと思っております。

○門司委員 私は、この固定資産税そ

の他の税額はそういうふうにばらばらになつておりますが、これを急に上げることは物価その他に非常に影響を持つと思うのです。やはり今政府のとるべき一つの手段としては、結局土地のそういう暴騰をしているものをいかにして押えていくかということの手段が、この際私は必要だと思う。これはその土地が非常に高くなつたからといつて、固定資産税をむやみに上げてごらんなさい、家賃が上がり、みんな

上がつてくるにきまつていて。これは社会に非常に大きな影響がある。それで今討論をされておりますのは、調査会でどういう結論を出すかわかりませんが、それはそれで私はよろしいと思います。私たちの希望するのは、むしろこういう三つの税金はあるといったまでも、その中のどれをとるといふことにするかということが、おのずからそこに土地の値上がりについての考え方ですね、これをある程度考えてこないと、非常に大きな問題を起こします。土地がかりに五万円しておるからといって、固定資産税の額を全部五万円に上げてしまうとどうことになつてごらんなさい、一ぺんに家賃が上がり、めちゃくちやなものになつてかなり大きな影響があると思う。それはむろん需要の関係だと云ふことになつてございませんが、それがねどもも法外に上がつておるものと一緒にどうするかと云ふことです。ここに何か税法上の手筋を全部あります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、もう一つは、そういうことのためにいたずらに休閑地があるわけです。都心の中にたくさんあります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、あるいは、あまりよくない考え方で土地が放任されておるのがたくさんある。こういうのはいたずらに地価の値上がりを待つておるというようなことである。従つてこれらに対する財産税的なものの考え方は特殊の税法として考えられないか、こういうことが税法の問題と待つておるわけあります。こういう問題についての考え方はどうなんですか。端的に言えば、休閑地税といふようなものが設けられるかどうかというよ

うなものは、いかにも遊ばせておいて、たゞらに遊ばせておいて、だからこそ土地の値上がりを待つておる。こういうようなことは、いかにも何かもつておらぬもの、これは一つの構想かもしないが、それはそれで私はよろしいと思ひます。私どもの希望するのは、むしろこういう三つの税金はあるといったまでも、その中のどれをとるといふことにするかということが、おのずからそこに土地の値上がりについての考え方ですね、これをある程度考えてこないと、非常に大きな問題を起こします。土地がかりに五万円しておるからといって、固定資産税の額を全部五万円に上げてしまうとどうことになつてございませんが、それがねどもも法外に上がつておるものと一緒にどうするかと云ふことです。ここに何か税法上の手筋を全部あります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、もう一つは、そういうことのためにいたずらに休閑地があるわけです。都心の中にたくさんあります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、あるいは、あまりよくない考え方で土地が放任されておのがたくさんある。こういうのはいたずらに地価の値上がりを待つておるというようなことである。従つてこれらに対する財産税的なものの考え方は特殊の税法として考えられないか、こういうことが税法の問題と待つておるわけあります。こういう問題についての考え方はどうなんですか。端的に言えば、休閑地税といふようなものが設けられるかどうかというよ

うなものは、いかにも遊ばせておいて、たゞらに遊ばせておいて、だからこそ土地の値上がりを待つておる。こういうようなことは、いかにも何かもつておらぬもの、これは一つの構想かもしないが、それはそれで私はよろしいと思ひます。私どもの希望するのは、むしろこういう三つの税金はあるといったまでも、その中のどれをとるといふことにするかということが、おのずからそこに土地の値上がりについての考え方ですね、これをある程度考えてこないと、非常に大きな問題を起こします。土地がかりに五万円しておるからといって、固定資産税の額を全部五万円に上げてしまつうとどうことになつてございませんが、それがねどもも法外に上がつておるものと一緒にどうするかと云ふことです。ここに何か税法上の手筋を全部あります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、もう一つは、そういうことのためにいたずらに休閑地があるわけです。都心の中にたくさんあります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、あるいは、あまりよくない考え方で土地が放任されておのがたくさんある。こういうのはいたずらに地価の値上がりを待つておるというようなことである。従つてこれらに対する財産税的なものの考え方は特殊の税法として考えられないか、こういうことが税法の問題と待つておるわけあります。こういう問題についての考え方はどうなんですか。端的に言えば、休閑地税といふようなものが設けられるかどうかといふ

ことです。
○佐藤國務大臣 先ほど来申し上げますように、特別な、今の休閑地税といふようなもの、これは一つの構想かもしないが、それはそれで私はよろしいと思ひます。私どもの希望するのは、むしろこういう三つの税金はあるといったまでも、その中のどれをとるといふことにするかということが、おのずからそこに土地の値上がりについての考え方ですね、これをある程度考えてこないと、非常に大きな問題を起こします。土地がかりに五万円しておるからといって、固定資産税の額を全部五万円に上げてしまつうとどうことになつてございませんが、それがねどもも法外に上がつておるものと一緒にどうするかと云ふことです。ここに何か税法上の手筋を全部あります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、もう一つは、そういうことのためにいたずらに休閑地があるわけです。都心の中にたくさんあります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、あるいは、あまりよくない考え方で土地が放任されておのがたくさんある。こういうのはいたずらに地価の値上がりを待つておるというようなことである。従つてこれらに対する財産税的なものの考え方は特殊の税法として考えられないか、こういうことが税法の問題と待つておるわけあります。こういう問題についての考え方はどうなんですか。端的に言えば、休閑地税といふようなものが設けられるかどうかといふ

ことです。
○門司委員 今大臣のお話のよう、農地の改革によってとられた土地の値段が高いからこれを補償してもらいたいと、なかなか結論は出ないよう思ひます。
○佐藤國務大臣 先ほど来申し上げますように、特別な、今の休閑地税といふようなもの、これは一つの構想かもしないが、それはそれで私はよろしいと思ひます。私どもの希望するのは、むしろこういう三つの税金はあるといったまでも、その中のどれをとるといふことにするかということが、おのずからそこに土地の値上がりについての考え方ですね、これをある程度考えてこないと、非常に大きな問題を起こします。土地がかりに五万円しておるからといって、固定資産税の額を全部五万円に上げてしまつうとどうことになつてございませんが、それがねどもも法外に上がつておるものと一緒にどうするかと云ふことです。ここに何か税法上の手筋を全部あります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、もう一つは、そういうことのためにいたずらに休閑地があるわけです。都心の中にたくさんあります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、あるいは、あまりよくない考え方で土地が放任されておのがたくさんある。こういうのはいたずらに地価の値上がりを待つておるというようなことである。従つてこれらに対する財産税的なものの考え方は特殊の税法として考えられないか、こういうことが税法の問題と待つておるわけあります。こういう問題についての考え方はどうなんですか。端的に言えば、休閑地税といふようなものが設けられるかどうかといふ

ことです。
○門司委員 今大臣のお話のよう、農地の改革によってとられた土地の値段が高いからこれを補償してもらいたいと、なかなか結論は出ないよう思ひます。
○佐藤國務大臣 先ほど来申し上げますように、特別な、今の休閑地税といふようなもの、これは一つの構想かもしないが、それはそれで私はよろしいと思ひます。私どもの希望するのは、むしろこういう三つの税金はあるといったまでも、その中のどれをとるといふことにするかということが、おのずからそこに土地の値上がりについての考え方ですね、これをある程度考えてこないと、非常に大きな問題を起こします。土地がかりに五万円しておるからといって、固定資産税の額を全部五万円に上げてしまつうとどうことになつてございませんが、それがねどもも法外に上がつておるものと一緒にどうするかと云ふことです。ここに何か税法上の手筋を全部あります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、もう一つは、そういうことのためにいたずらに休閑地があるわけです。都心の中にたくさんあります。遊ばせておいた方が財産がふえる、不都合だといふこと、あるいは、あまりよくない考え方で土地が放任されておのがたくさんある。こういうのはいたずらに地価の値上がりを待つておるというようなことである。従つてこれらに対する財産税的なものの考え方は特殊の税法として考えられないか、こういうことが税法の問題と待つておるわけあります。こういう問題についての考え方はどうなんですか。端的に言えば、休閑地税といふようなものが設けられるかどうかといふ

と思います。中には高いところもあります。あります。ですが、そういうほんとうに安いところもあるのです。あるいは自治体によっては、これは私はつきり言つてもいいかと思ひますけれども、かなり大きな市の有名な市長さんが、遠いところから來るのにまだ三等の汽車で來ておる。市会議員もあるいは市の理事者もみな三等の汽車で來ているところもあるのですから、そう値上げをするところばかり目に角を立ててならないでいただきたい。そういうところが現実にあるわけです。そこまでやつて、そして墨字が出来るか赤字が出来るかということです。苦しいんであります。この点も大臣はもう少しお考え願つて、土地の問題については、きようは時間がありませんからこれ以上私はこまかいことは聞きませんが、至急これに手を打つてもらいたい。地方の自治体のいろいろな行政というものは非常に停頓しておる。同時に地方の財政収入の思惑といふものは非常に悪い。実はほんとうに困っている。もう一つの例を言いますと、たとえば東京から土地会社がきて、横浜の駅の前でやつてある。これは事務所じやないのでもう一つが張つてあって、商いをしてすつと東京に帰つてしまつ。これでは横浜市はこれに税金をかけることもできない。普通の会社なら当然そこに税金をかけることができるが、テントるわけですが、從来大蔵省としては、張りの中で仕事をして、さつさと帰つてしまふと税金もかけられない。どうにもならない。そういう不都合な面もたくさんありますので、土地の問題についても特に至急何か案を立てて、年内まで待つてくれというようなことでなくて、処置していただきたいといふ

ことを強く要望いたしておきます。まず根本的な問題として、いつも国の方の財政の問題で翌年度の地方行政委員会でいろいろ論議されるわけです。従つて國の財政計画と地方の財政計画とは現在不可分の関係にあるわけです。そういう経過を見ますと、大蔵省をしては、減税とかその他の財政計画を変更される場合に、地方団体とかあるいは自治庁あたりに事前に話し合ひをして、國税と地方税との財政的な関係というものを根本的に解決して大蔵省としての減税方法を講じておけば、翌年度影響される地方財政に対してわれわれとしてはどう大蔵省や自治庁と論議する必要もないのではないか。從来のやり方は、地方財政に対して國税との関係で、おれたちのやる減税やその他の財政の変更の影響はまああとに譲らうというような二次的な考え方で、どうも問題が出されているのじやないかと思うのです。従つて去年の七百億の減税に伴ういろいろな影響でも、本年度になつて初めて大蔵省、自治庁あるいは地方団体がやいやいやつて、どうも問題が出されているのじやないかと思うのです。従つて去年の七百億の減税に伴ういろいろな影響で、どうも問題が出されているのじやないかと思うのです。従つて去年の七百億の減税に伴ういろいろな影響で、どうも問題が出されているのじやないかと思うのです。

このように、今までの問題は、大蔵省との間に十分話し合いついておるということになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税をする減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておるということでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておるということになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておるということになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておるということになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておるということになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておるということになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分緊密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ことになりますので、これは別に問題が起るわけはないのだと思ひます。ただ今回のようない減税をいたしました場合に、住民税に対する影響は、やはり減税の意味から見まして、この減税といふものでは十分紧密な連携をとつておるつもりであります。ことに予算折衝等にあたりましては、自治庁と大蔵省との間に十分話し合いついておる

ける。地方財源としては非常に窮屈になる。単独なものがやれなくなる。こういう面はございますが、私は今の行政水準を高めると、その面から見て、やはり一定の規模のもとに遂行されるという意味で、国の財源補給というものは順次大きくなるのじやないか。だから各事業別の国の負担分、あるいは補助率といふものがそれぞれきまつてきましたが、同時にまた交付税なりあるいは特別交付税なりで総体にひものつかない財源を地方に与えて、そして地方の範囲をもとと拡大しろというお気持ちもよくわかります。二八・五では少ないと、いうお話を結局なるのだろうと思いますが、冒頭に申し上げますように、私はただいまの国、地方の行政の分野、あるいは財源等の割合などを見て見ますと、今特に地方が、一部で言われるように非常に窮屈な思いをしておるわけでもないだらうし、またこれによって非常に自治体の本質をそこない、害しているという表現は少し強過ぎるのじやないかという私個人の感じを持つております。

○加藤(精)委員 ただいままで大蔵大臣のいろいろ御論説を承っておりましたが、地方自治というものに対する根本のお考え方について、非常にしろうとわざりのいい例をとれば、このごろ山形市のごく近くに政府の労働省所管の国立職業訓練所というものを作りました。それは国が直接やるわけです。それでその付近の山形市から

村山市のごく近くの所の者しか採用して訓練していないのです。ところが今は、山形のちょっとときには上山市といふところがあり、そこは丘陵の上に肢体不自由児の療養教育施設を作りました。それは全県下の各部分からまんべんなくトリーメントをよくして収容して理想的にやつておる。府県自治体がする方が適切で効率を上げて実施できるものがあるから、そういう場合に

は府県に財源を与えてやらせた方がいいのじやないかという一面があること、私は感ずるのであります。地方自治のものは二つの概念からなつておるので、その一つの面にそういう点があるので、その一つの面にそういう点があるということを申し上げておきます。これは質問ではないかもしれませんのが、ちょっと申し上げたくなつたので……。

そこで、私は主計局長さんと主税局長さんに一つづつお尋ねしたいことがあります。主計局長さんへのお尋ねは、国民所得がふえるほど国税の収入がぐっと上がつて参りますね。これはおそらく国民所得のふえ方よりも国税徴収可能な金額の方がはるかに多いと思います。

今日のように国民所得がぐんぐん上がっていくときには国税の収入もずっと上がっていく。それに一定の支出があるあります。主計局長さんは予算委員会で、国民所得に対する何割とか、防衛費がどうの、社会施設費がどうのとよく答弁なさいますが、國民所得の割合よりも指摘の通り、国民所得のふえ方よりも

が出ででしょう。そのときには地方団体間の調整をやつて——今もし大蔵省で、地方団体間の調整でうまくないところがあるとすれば、今現に与えた財源をもぎ取つてそうして他の団体にやるというようなことは、非常なショックを与え、またいろいろ響きが大きいですが、そういうことにしなさる

いんです。その場合におきまして、國の場合の所得に対し税収のふえます割合、地方税の現在の体系のもとにおきますふえる割合、これはそれぞれ税体系が違いますし、同じ率でいうわけには参るかということであります。

それから主税局長さんにお尋ねいたしますが、それは土地の問題です。あるところに駅ができると、値段が三万円にも四万円にもなつてしまつたういうところには絶対に住宅も建たなければ店舗も建たないんですよ。そうしてそこから離れた安いところに建つわけです。それから学校も建たない。都心の小学校はだんだんさびれていくという状態です。そういうように国家的、社会的、経済的に見て土地の不都合な使用をさせておくといふことは、大きくいえば主税局長さんの責任だろうと思いませんが、とにかくそれに対して、土地の所有が移転したときに取る考え方方に向いていらっしゃる

ということを考える必要があるといふように考えております。今後におきましても、先ほど申し上げましたように、國、地方全体を通じましての見方で、税負担の問題と歳出の財政需要といふものを考えて参りたいというふうに考えております。

○原政府委員 土地の値段の問題につきましていろいろ御心配があり、問題があります。従いまして、長期的にこれで、国民負担のふえるのを防ぐながら減税に回していく、これは歳出の状態とらみ合わせいかなければなりませんが、そこに減税というものもあるだらうと思います。その場合におきまして、國の場合の所得に対し税収のふえます割合、地方税の現在の体系のもとにおきますふえる割合、これはそれを税体系が違いますし、同じ率でいうわけには参る必要がありますが、同じような事態が起つておるわけあります。従いまして、その国、地方の問題をどう考えるか、その国、地方の問題をどう考えるか、つまり両者を通じて考えたういうのは、やはり両者を通じて考えたういうのが第一点。そこから後段の方のお尋ねは、それではそういうふうに國が所得に対する相当大きな増収を見るそういうときに、地方に對して財源調整ということを要請するよりは、國が財源をくれてやつたらどうかというお話をあつたかと思いますが、私どもの考えておりませんが、私どもの考えておりまことに、地方に對して財源調整ということをとておるわけあります。従いまして、そこでは、先ほど大臣からもお答えくださいましたように、本年度は法人税系統の増収が國は相当多い。地方の税収の増加におきましても同様な問題がござります。従いまして、全体といたしましては、実は國と地方の伸びふえるということは、おつしやる通り申しますが、片寄った形が出ておる。

增加というように、伸び率は地方の方が大きいのであります。しかしながらそのような意味におきまして、本問題のいたしましては、実は國と地方の伸びふえるということは、おつしやる通り申しますが、それはそのときに、税収がそれよりも高い割合であります。その割合を五割と見ますか四割と見ますか、それはそのときに、税収がそれよりも高い割合であります。しかしながらそのような意味におきまして、本問題の

やつておるということも言えるようや今日の状態です。そこで自分の仕事をやろうと思えば、国の施策に見合つた金の負担ができなくなる。うつかりすると浮上しなければならぬという格好になる。国の施策にマッチするところの財政負担をやろうとすると、地方の自治体がほんとうに要求しておる、いわゆる独自でやれる仕事がなくなる。こういう実情を考えまして、われわれは非常に今日の地方自治体の財政力を心配しておるわけですから、今後進地域の開発ということについては、これは国土の保全、開発という点から考えて、もつと大蔵省は積極的に協力してもらいたい。これが一点。

それから第二点は地方債の問題であります。ことし一千五百億、その中に公募債が三百四十億程度ありますから、政府から出してもらうのは一千六百六十億で、この額についていろいろこれは論議があると思います。たとえば一般債をこれ以上多く出したらいけないというような議論もあると思います。地方に、いわゆる健全財政の立場からそういう余分の負担をかけてはいけないという議論もあると思うのです。従って公営企業等に地方債をたくさん見てやるというような考え方で今日自治庁も進んできておると思うまます。しかし、これもやはり内容にわざたつて検討すると、いろいろ議論は分かれますけれども、政府資金の総額一千百六十億というものについて、われわれはこれは多くはないと見ておる。もつと政府は出してやつていいのじやないか。ことし開発銀行に対して四百三十億、電気工事に四百三十五億、輸出入銀行に三百六十億と、この三つに対し

て政府の方は政府資金を合計一千二百五十六億出しており、この全国民を対象とする地方財政の立場から考えなければならぬ地方団体に対する起債が一千百六十億ということでは、この三つ

の会社に及ばないわけですね。こういう点を大臣はどういうように考えておられるか、一つ御意見をお聞かせ願いたい。

○佐藤国務大臣 ことしの地方財政は、いろいろな批評はありますが、比較的作りやすかつた年ではないかと思ひます。そういう意味で財源的には例年ない豊かなものになるのじやないか、かよう前に私ども考えます。その点から申しますと、千百六十億の起債のワクといふものは、あるいはひょとすればもう少し減らしても可能じゃなかつたらうかというくらいにも実は考へております。私は、この千百六十億を減らせとは申しませんが、大体これならば所用の事業は行ない得るのはどうなかつたうか、もちろん起債の問題であります。だから今後の問題でどうしても起債が必要とするというものがあれば、後になりますし必要な措置をとることができるかと思ひますが、まずことしの地方財政そのものから見れば、窮屈さは例年のように感じなくて済むのですがないかということが總体としては私には感じられるのであります。いずれに

は、何か父兄の大きな負担でやつておき詰らない範囲に考慮しながら、できるだけ多く見てやるということは必要ないでしかありませんが、大体これからの委員に対する答弁のときに、地方からあの仕事は直轄にしてくれとか、あるいは補助事業してくれとかいうことを盛んに言つてくる——そうでしょう。これは何も國の世話になるでしょ。たかの委員に対する答弁のときには、ただ安くするといつても、それだけ多いですか。あなたはさつきなどな

いは起債等の面で、地方財政が将来行き詰らぬ範囲に考慮しながら、できるだけ多く見てやるということは必要ないでしかありませんが、大体これからの仕事は直轄にしてくれとか、あるいは補助事業してくれとかいうことを盛んに言つてくる——そうでしょう。これは何も國の世話になるでしょ。たかの委員に対する答弁のときには、ただ安くするといつても、それだけ多いですか。あなたはさつきなどな

いは起債等の面で、地方財政が将来行き詰らぬ範囲に考慮しながら、できるだけ多く見てやるということは必要ないでしかありませんが、大体これからの仕事は直轄にしてくれとか、あるいは補助事業してくれとかいうことを盛んに言つてくる——そう

でしょう。これは何も國の世話になるでしょ。たかの委員に対する答弁のときには、ただ安くするといつても、それだけ多いですか。あなたはさつきなどな

いは起債等の面で、地方財政が将来行き詰らぬ範囲に考慮しながら、できるだけ多く見てやるということは必要ないでしかありませんが、大体これからの仕事は直轄にしてくれとか、あるいは補助事業してくれとかいうことを盛んに言つてくる——

自らの力でやるとしても、自分のところを借りてやることをみんなが考えるわけじゃないと私は思つてます。ただ、川の改修等をやろうとしても、自分のところでできないから、一つ國の力を借りてやるといつて盛んにそういう運動が行なわれる。で、また、補助河川にしても、あまり借金すること

は望ましいことではないことでござります。それで、ただいま御指摘なり方向であります。それで、ただいま御指摘なり方向であります。そこには、公益事業等についての起債のワクはできるだけ拡大するといふように、地方団体が自分の財政運営について自信を持ってやつていける、

は、いろいろ御希望等がおありのようですが、大蔵大臣の考え方はどう

でございます。これにつきましては、

第一類第一号 地方行政委員会議録第二十号 昭和三十五年四月五日

等については相当制限を加えておりま

す。これは財政のあり方から見まし

て、自治体のやることだからまさして

らのひもつきが非常に多くなるのは仕

業等については十分な起債のワクの幅

を認め、こういうような感じを持つ

ております。

○川村委員 せつからのお話ですが、

地方の団体ではやはりだいぶ金繰りに

苦しいので、あなたの御存じないよ

うな金を市中銀行から借りたり、ある

いは学校を建てたりなんかするときに

は、何か父兄の大きな負担でやつてお

ります。そのうなことが非常にあるので

すよ。そういう点を正しくしていくた

めにも、やはり一般的の予算面で、ある

いは起債等の面で、地方財政が将来行

くべき範囲に考慮しながら、でき

るだけ多く見てやるといつても、それだけ多いですか。あなたはさつきなどな

いは起債等の面で、地方財政が将来行

くべき範囲に考慮しながら、でき

るだけ多く見てやるといつても、それだけ多いですか。あなたはさつきなどな

ません。もちろん品物によりまして市中金利との抱き合せをいたしておりますから、九分五厘とかいうようなものと抱き合せになつておる。しかもそれは期限が七年だと、五年だと、延べ払い方式でござります。そこで輸銀の金利と、それから地方債のような長期にわたるものとの金利を直ちに比べることは適当でない、さように考えます。もちろん六分三厘をさらに安くすることができますなら、私どももこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かように考えますが、ただいまのところでは実情がコスト一ぱいだということでお了承いたさきたいと思います。

○川村委員 今の地方債の利子については、大臣のお話で内容はよくわかるのですが、ただいまのところでは実情が

あるように見えるが、実際は弾力性のもこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かように考えます。

○佐藤國務大臣 今門司さんが御指摘

ある段階ではございません。もちろん自治の関係の方もこの会には入つておりますので、そこまで十分自治の立場で主張も述べていただけます。日本も同じようない形が出てきております。そこで政府の財源というものは割合に弾力性のある、県にいくと、やや流通税的の性格のものが多いから、これは多少の弾力性があるように見えます。州は流通税のようなものでまかなつておる、市町村が財産税というような形をとつております。日本も同じようない税金を政府がみんなとつておる。府

他の砂糖のようなものはみんな国が割りに県にいつておるような状態を示しておるが、事実はそうじゃない。この

問題、映画や何かの税金まで国が取り上げるということで、幅のある税金は国常に多いので、税財源はほとんど固定しておる。こういうところに、やはり国と地方との財政のやりくりで非常に困難があると思ひます。こういう三つの段階に對して、そういう三つの要素を持つた税の性格について、何か大

臣として、どこを調和すればよろしくだろうというような御意見がありますか。

○門司委員 ちょっと一つだけ聞いておきます。税制改正を政府は委員会で行なわれておると思いますが、それについて大蔵大臣としての感じを一つだけ聞かしていただきたい。

それは戦後例のシャウブ勧告に基づいた日本の税制改正を行ないました

が、アメリカと同じように——アメリカは、連邦は御承知のように所得税を

中心としたような税金をやつておる、中金利との抱き合せをいたしております。市町村が財産税というようなものと抱き合せになつておる。しかもそれは期限が七年だと、五年だと、延べ払い方式でござります。そこまで輸銀の金利と、それから地方債のような長期にわたるものとの金利を直ちに比べることは適當でない、さように考えます。もちろん六分三厘をさらに安くすることができますなら、私どももこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かように考えます。

○川村委員 今の地方債の利子について

あるように見えるが、実際は弾力性のもこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かのように考えます。

○佐藤國務大臣 今門司さんが御指摘

あるように見えるが、実際は弾力性のもこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かのように考えます。

○門司委員 何も自治の意見をわれわれが代表しておるわけじゃありません。自治ははどういうことを考えておるか、自治の意見になつておる

ことは言えませんか。私も大体大臣の答弁の範囲は限られておると思います。一方、税制調査会がありますから、そ

れ以上出るわけにいかぬと思います。今税財源の配分ではどう考えても中央集権にならざるを得ないということ

です。もう少し幅のある弾力性のあるものを地方の自主財源として与えるとあります。この点について大蔵大臣とお話をします。私は、自由民主党

に対する修正案に対し、自由民主党

提議にかかる修正案が渡海元三郎君によつて提出されておりますので、この際その趣旨説明を求めます。渡海元三郎君

の趣旨説明をいたしました。この臨時地方特別交付金は、すでに本委員会において論議された通り、その発生いたして參りました原因となりますのは、昨年の国税七百億減税になります。基づく地方税の影響を考慮してもらいたいというところから生まれて参ったものであります。従つて、現在の三千五百億及び地方公共団体等におきましては、地方財政の現状から、国が一つの政策として行なつた減税に伴つて自動的に地方財政に影響するものは、國の責任においてそれの財源を補てんすべきであるという基本的な考え方の上に立つて從来要請をして参ったわけであります。しかるに、その百二十二億、

中心としたような税金をやつておる、州は流通税のようなものでまかなつておる、市町村が財産税というような形が出てきております。そこで政府の財源というものは割合に弾力性のある、

露骨にいえば非常にとりいい、やりい形が出てきております。そこでは、政府の財源といふのは割合に弾力性のある、そのものが多いから、これは多少の弾力性があるように見えるが、実際は弾力性のもこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かのように考えます。

○川村委員 今の地方債の利子について

あるように見えるが、実際は弾力性のもこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かのように考えます。

○佐藤國務大臣 今門司さんが御指摘

あるように見えるが、実際は弾力性のもこれでもうけるような考え方でやつておるわけではございませんから、さらには努力をいたしまして地方の実情に合うようになつたものだ、かのように考えます。

○門司委員 何も自治の意見をわれわれが代表しておるわけじゃありません。自治ははどういうことを考えておるか、自治の意見になつておる

ことは言えませんか。私も大体大臣の答弁の範囲は限られておると思います。一方、税制調査会がありますから、そ

れ以上出るわけにいかぬと思います。今税財源の配分ではどう考えても中央集権にならざるを得ないということ

です。もう少し幅のある弾力性のあるものを地方の自主財源として与えるとあります。この点について大蔵大臣とお話をします。私は、自由民主党

に対する修正案に対し、自由民主党

一つお聞きいただきたいと思います。

○原政府委員 実は、大臣にそう言わされました。調査会における審議は、

附則第一項中「昭和三十五年四月一日」を「公布の日」に改める。

提案の理由は、明らかでございます。今回調査会の仕事の本論がそこにありますから、早くやりたいと思つります。また各国の例を比べてみると必要だと思いますが、あまりそれ

に重点を置いて参考にしていいのか、

にありますから、早くやりたいと思つります。また各自の例を比べてみると必要だと思いますが、あまりそれ

に重点を置いて参考にしていいのか、

にありますから、早くやりたいと思つります。また各自の例を比べてみると必要だと思いますが、あまりそれ

に重点を置いて参考にしていいのか、

にありますから、早くやりたいと思つります。また各自の例を比べてみると必要だと思いますが、あまりそれ

に重点を置いて参考にしていいのか、

平年度百三十五億という膨大なる収入減につきまして、政府はわずか〇・三%の二十九億八千円の財源補てんをもつてこの地方税を制定し、これによつてそれらの百二十二億という財源を肩がわりしようという形になつております。従つてわれわれとしては、やはり国の財政政策の中で地方財政に及ぼして参りまする影響は当然我が責任を持つて問題を処置すべきだという、地方公共団体並びに社会党の基本的な方針に基づいて、この臨時地方特別交付金に対しても反対する一つの理由といたしております。特にこの臨時地方特別交付金に対しましては、従来いわゆる本流であります地方の財源補てんと財政調整の基本的な考え方で制定されておりまする地方交付税と別個の法律案として出したことに対しましても、将来地方自治体におきましては非常に危惧を持つておるわけであります。従つてわれわれとしてはどうしてもこの臨時地方特別交付金の精神そのものにつきましては一応了解する点もあります。けれども、わずか三十億に足らざる減税補てんでもつて出したということに対しましては承服できないのであります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案も、臨時地方特別交付金と関連性を持つてありますから、これも一括しておりますし、地方自治体の財政状態から、いわゆる法定外普通税も膨大な税金をかけて、住民に負担を課しております。そうした住民の負担にもか

かわらず、なお地方自治体の財政状態、行政水準といふものは、住民の要求にこたえられないような状態に立ちますので、この際われわれは、従来の念願をもつてこの地方税を制定し、これによってそれらの百二十二億という財源を肩がわりしようという形になつております。従つてわれわれとしては、やはり国の財政政策の中で地方財政に及ぼして参りまする影響は当然我が責任を持つて問題を処置すべきだという、地方公共団体並びに社会党の基本的な方針に基づいて、この臨時地方特別交付金に対しても反対する一つの理由といたしております。特にこの臨時地方特別交付金に対しましては、従来いわゆる本流であります地方の財源補てんと財政調整の基本的な考え方で制定されておりまする地方交付税と別個の法律案として出したことに対しましても、将来地方自治体におきましては非常に危惧を持つておるわけであります。従つてわれわれとしてはどうしてもこの臨時地方特別交付金の精神そのものにつきましては一応了解する点もあります。けれども、わずか三十億に足らざる減税補てんでもつて出したということに対しましては承服できないのであります。

なお賛成をいたします地方財政法並びに地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、附帯決議がつけられようとしておりま

す。しかしながら、從来本委員会において附

帶決議が決定されましても、政府自体といたしましては、その立法の精神に基づいて附帯決議を完全に実施した実

績につきまして算定方法の合理化をはつきりして、これを実現するため

である交付税三〇%、一・五%引き上げまして、これらの地方団体の財源要請にこたえようという別個の法案を出

してあります。従つて、われわれとしておりますので、この二法案に対しましては、われわれは反対いたします。

なお賛成をいたします地方財政法並びに地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、附

帶決議がつけられようとしておりま

す。しかしながら、從来本委員会において附

帶決議が決定されましても、政府自体といたしましては、その立法の精神に基づいて附帯決議を完全に実施した実

績につきまして算定方法の合理化をはつきりして、これを実現するため

である交付税三〇%、一・五%引き上げまして、これらの地方団体の財源要請にこたえようという別個の法案を出

してあります。従つて、われわれとしておりますので、この二法案に対しましては、われわれは反対いたします。

なお賛成をいたします地方財政法並びに地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、附

帶決議がつけられようとしておりま

す。しかしながら、從来本委員会において附

帶決議が決定されましても、政府自体といたしましては、その立法の精神に基づいて附帯決議を完全に実施した実

績につきまして算定方法の合理化をはつきりして、これを実現するためである交付税三〇%、一・五%引き上げまして、これらの地方団体の財源要請にこたえようという別個の法案を出

してあります。従つて、われわれとしておりますので、この二法案に対しましては、われわれは反対いたします。

なお賛成をいたします地方財政法並びに地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、附

帶決議がつけられようとしておりま

す。しかしながら、從来本委員会において附

帶決議が決定されましても、政府自体といたしましては、その立法の精神に基づいて附帯決議を完全に実施した実

績につきまして算定方法の合理化をはつきりして、これを実現するため

である交付税三〇%、一・五%引き上げまして、これらの地方団体の財源要請にこたえようという別個の法案を出

してあります。従つて、われわれとしておりますので、この二法案に対しましては、われわれは反対いたします。

なお賛成をいたします地方財政法並びに地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、附

帶決議がつけられようとしておりま

す。しかしながら、從来本委員会において附

帶決議が決定されましても、政府自体といたしましては、その立法の精神に基づいて附帯決議を完全に実施した実

績につきまして算定方法の合理化をはつきりして、これを実現するため

である交付税三〇%、一・五%引き上げまして、これらの地方団体の財源要請にこたえようという別個の法案を出

してあります。従つて、われわれとしておりますので、この二法案に対しましては、われわれは反対いたします。

なお、第三点の地方団体間の財源の

偏屈の適正化でございますが、この点

のであります。このような地方自治を阻害し、地方財政を圧縮するような大蔵省の主張を敢然として排除され、いわゆる与えられた地方財政のワク内において現在必要とされておるところの財源の帰属の適正化をはかられたことに対しまして、私は満腔の賛意を表するものでございます。

なお、臨時地方特別交付金に関する法律案に関しましては、これは昨年度が実施されました百二十二億に上り、ところの所得税の減税に伴う住民税の減收に対する補てんとして行なわれたものでございます。私は、この○・三%の額をもつてして必ずしも満足するものでないことは、ただいま加賀田委員が述べられた通りでございます。

しかしながら、現在の国の財政または地方の税収の伸び等を勘案いたしますと、やむなくこれを了承するにまたやぶさかでないのでございます。なお、この交付の算定の方法におきまして、特別交付税の額に算入するにあたりまして、特に本制度の設けられました趣旨を認められて、税収の減というものを算定の一項目に入れられたということについては、本制度の設置されましたが趣旨にも照らしまして当然のことであり賛意を表するものでございます。

以上、簡単でございますが、自由民主党を代表しまして、これらの法案に對する討論といたします。

○門司委員 私は民主社会党を代表いたしまして、まず最初の地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の意見を述べたいと思います。ただし、このことにについての先ほどの賛成討論の中にあり

ましのようなことを、そのままわれわれはうのみにするわけにはいかないと存ります。そのことは、交付公債がいかにもこれで片づいたような印象を与えた発言もございましたが、実は交付公債についてはわれわれは利子の全額はもちろん国が負担すべきであり、さらにつけていただけるだけこの額を少なくしてもらしいという強い要望がこの委員会としてはなされています。ところが今度の処置は、ただこれまで公債に振りかえただけであつて、地方の負担がちつとも軽くなつていいないのであって、押しつけられた借金が借りくる借金になつた、借りた仕方が多少違うというだけであって、実質的には問題が解決してないということを指摘しないわけに参ります。

かかるべきものと決しました。次に、地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律

案について採決を行ないます。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

以上の如きであります。

この如きであります。

の如きであります。

で、簡単にお聞きしたいと思います。

実は先般の伊勢湾台風に基づくところの特例法が出来たのでございます

が、これに伴い種々の災害起債がなされておりますが、激甚地の指定その他

におきまして、これがおくれておる。そのために工事の実施にも支障があるのではなかろうか、こういうような質疑が三田村委員から出ておったのでござりますが、もう年度も経過いたしましたので、激甚地指定も私は处置もなされたと思いまますが、その後の処置概況につきまして、この際明確に数字をあげて御説明賜りたいと存じます。

○奥野政府委員 災害復旧の関係の方債につきましては、すでに大部分を了しておるわけであります。災害復旧補助事業につきましては、その地方負担額のおおむね一〇〇%の起債充当を目的といたしまして、府県、五大市分で四十六億三千七百万円、市町村分で十六億七千三百万円を分配いたしました。災害関連事業については、同様そ

の地方負担額のおおむね一〇〇%の起債充当を目的として、府県分十四億八千二百円、市町村分一億五千五百万円を配分いたしました。土木等小災害債額は府県、五大市分が二十九億円、

市町村分が八億円でございます。そのうち三十四年度では、府県分十一億円いたしておりまして、十八億円は三十五年度で許可いたしたい、かように考

えております。市町村分は、全額を三十四年度で許可いたしております。なお、申請額との比較をとりますと、おむね八〇%になつておるわけでござりますけれども、廃工率とかあるいは

査定率

というものを考えて参ります

と、要望通り配分できたもの、かよろに考えておるわけでございます。農林小災害特例債は、五百二十九市町村が対象となりまして、その起債申請額は

三十五億円でございます。三十四年度は、起債ワクとしては十七億円を予定いたしておりましたので、相当不足を来たしているわけでござりますから、

この十七億円を許可いたしたわけでござりますが、残額につきましては、明年度で実態を調査いたしました上、必

要な追加を行ないたい、かように考

ておるわけであります。その他の単独災害債につきましては、府県分が六十五億五千五百円、市町村分が十六億一千五百万円であります。申請額をそのままとりますと、おおむね八〇%

に当たつておるわけであります。府県分のうち、三十億六千万円を三十四年

度で、三十四億九千五百円を三十五年度で許可いたしたいと考えております。市町村分につきましても、十二億

三千円を三十四年度で、三億八千五百円を三十五年度で許可いたしたいと考えております。公営企業及び準公

営企業関係の災害復旧事業につきまし

ては、上水道が二十二団体、六億三千五百円、病院が十二団体、一億一千八百万円、交通四団体四億七千五百萬円、市場が一団体、六千萬円、港湾二団体、二億一千五百円、簡易水道十四団体、四千一百万円、下水道一団体、八百萬円、合計二十一億三千五百萬円の許可をいたしました。織入欠陥債は、十府県、名古屋市及び百五十四市町村

が対象となりまして、起債額は、府県

が四億一千百十萬円となつております

ます。

○渡海委員 おおむねわかりました。

大体要望額に対する八〇%でありまし

て、その他を加えて要望の全額に近い

対象となりまして、その起債申請額は

三十五億円でございます。三十四年度は、起債ワクとしては十七億円を予定いたしておりましたので、相当不足を

来たしているわけでござりますから、

この十七億円を許可いたしたわけでござりますが、残額につきましては、明

年度で実態を調査いたしました上、必

要な追加を行ないたい、かのように考

ておるわけであります。その他の単独

災害債につきましては、府県分が六十五億五千五百円、市町村分が十六億一千五百万円であります。申請額を

そのままとりますと、おおむね八〇%

に当たつておるわけであります。府県分のうち、三十億六千万円を三十四年

度で、三十四億九千五百円を三十五

年度で許可いたしたいと考えております。市町村分につきましても、十二億

三千円を三十四年度で、三億八千五百円を三十五年度で許可いたしたい

と考えております。公営企業及び準公

営企業関係の災害復旧事業につきま

しては、上水道が二十二団体、六億三千五百円、病院が十二団体、一億一千八百萬円、合計二十一億三千五百萬円の許可をいたしました。織入欠陥債は、十府県、名古屋市及び百五十四市町村

が対象となりまして、起債額は、府県

が四億一千百十萬円となつております

報告書

置、さらに重ねて、要望額に対しても

は、査定の結果少し減るかも知れない

が、実際の要望額に対しては一〇〇%

で、その他を加えて要望の全額に近い

三十五年度で、しかもできるだけ早く

いうことだとございましたので、実情を

私はつぶさには存じませんが、おおむね満足すべき姿が出ているのではないか

といふことです。ただ土木の府県に対

する小災害の分の三十五年度に充當さ

れる十八億、あるいはその他の災害で三十四億、あるいは市町村分三億八千五百円というふうに翌年度に回すべ

き額が明確にされている分は、すでに

おおむね該府県あるいは市町村では

翌年度の財政の計画もござりますか

、数値の通達が内示されているもの

であるかどうか。これは三十五年度の

財政計画にも関係あろうと思ひます

し、災害復旧事業にも関係あろうと思

いますので、この点をお聞きいたした

い。もしかしたら、早急に内示をし

ていただいて、災害復旧に遺憾なきを

期していただきたいと思います。特に農林小災害につきましては、最初は十七億で大体まかない得ると私たちは聞いておったのであります。要望額の三十五億でございました。それで、要望額の三十五億に対しても少ないとお聞きいたしました。出さな

ければ法律の趣旨が満足に行なつたと

いえないと、いう姿になるので、三十五

年度に出されると思ひますのであります

が、ただいまお聞きしましたところに

よりますと、なお残っている分を精密に

調査の上出すということとございま

すが、おおむねこれらの要望に対しま

しては一〇〇%実施していただきたい

と存じますので、これらに対する措

る程度調査をいたしまして、その上で最終的に数字を固めたい。しかし、今申し上げましたようない数字に近いもの

は増額をせざるを得ないのじゃないか、こういう考え方を持つておるわけ

でございます。いずれにいたしまして、も、ただ十七億円ときめたらそれでもござります。方団体は十分承知いたしましたので、その額をすでに方団体を通達済みでございます。方団体は十分承知していると思ひますし、三十五年度の五年度で起債を許可いたしますもの

も、その額をすでに方団体を通達済みでございます。方団体は十分承知しておるわけでございます。

○奥野政府委員 前段の問題は、三十五年度で許可いたしました。しかしながら、現実に出て参りました数字は、先ほど申し上げましたように三十五億円に全額を満たせる、こう考えて計画を立てたのであります。しかしながら、

現実に出て参りました数字は、先ほど申し上げましたように三十五億円に全額を満たせる、こう考えて計画を立てたのであります。しかしながら、

五年度で実施していただけるというた

が、あの法律に伴いますところの分

は、事実がある限りあの法律通り三十

五年度で実施していただけるといつたのであります。しかしながら、

五年度で起債が直接町村に渡るよう

ござりますが、なお、できるだけすみ

やかに、災害復旧のこととござります

から、この起債が直接町村に渡るよう

に处置賜わらんことを要望いたしました

て、私の質問を終わらせていただきたい

と存じます。

○渡海委員 厳正なる査定は当然でございまして、けつこうでございます

後段の農林小災害の問題は、御指摘

の通り十七億円で私たちは事業分量を

三十五年度で、三十四億九千五百円を三十五

年度で許可いたしたいと考えております。市町村分につきましても、十二億

三千円を三十五年度で、三億八千五百円を三十五年度で許可いたしたい

と考えております。公営企業及び準公

営企業関係の災害復旧事業につきましても、そのまゝのみにして処理してしま

だ。私たち書類だけを見ております

と、府県間に相当なアンバランスがあ

るようございます。従いまして申請

率や廃工率を勘案いたしまして、申請額の八〇%で押えましても二十八億円

ということになるわけでございます。

そういたしますと、十七億円との間に

十一億円の開きが出て参ります。た

だ、私たち書類だけを見ております

と、府県間に相当なアンバランスがあ

るようございます。従いまして申請

率や廃工率を勘案いたしまして、申請

額の八〇%で押えましても二十八億円

ということになるわけでございます。

〔参照〕

○編集委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後二時一分散会

●臨時地方特別交付金に関する法律案

(内閣提出第三八号)に関する報告書

地方財政法及び地方財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出第七四号)に関する報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)に関する報告書

地方行政委員会議録第十五号中正誤

べシ段行誤
三三八九著しく見え
五五三額著しく見え
二二元提供しなさい。
六年ごろに六月ごろに